

仕事と家庭の両立支援の更なる充実を図ることで、社員全員が自らの能力を発揮できるような雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年2月16日～2030年3月31日まで

2. 内容

目標1：子どもが生まれる際の父親の休暇（有給休暇）の取得の促進。

<対策>

- 2026年3月～ 社内回覧、掲示などにより社員へ周知。

<休暇の取得方法>

- 子供の出生日前後1週間以内に特別休暇（有給休暇）として3日取得できる。

目標2：従業員が、小学3年生修了までの子供の看護のための特別休暇（有給休暇）を取得できる制度の導入。

<対策>

- 2026年3月～ 社内回覧、掲示などにより社員へ周知。

<休暇の取得方法>

●育児・介護休業法により子の看護休暇は、取得可能日数が、小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人であれば年10日（いずれも無給）となっているが、その内年2日を特別休暇（有給休暇）とする。

目標3：従業員が、要介護状態にある家族の介護のための特別休暇（有給休暇）を取得できる制度の導入。

<対策>

- 2026年3月～ 社内回覧、掲示などにより社員へ周知。

<休暇の取得方法>

●育児・介護休業法により介護休暇は、取得可能日数が、当該対象家族が1人であれば年5日、2人であれば年10日（いずれも無給）となっているが、その内年1日を特別休暇（有給休暇）とする。

目標4：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供。

<対策>

●2026年3月～ 山口県インターンシップ協議会や学校と連携しインターンシップの受入を実施する。

目標5：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1ヶ月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に、男性育児休業取得率を30%以上とする。

<対策>

- 2026年3月～ やまぐち“とも×いく” 応援企業の登録申請を行う。  
育児休業の取得希望者を対象とし、制度内容の詳細を説明する。  
育児休業を取得しやすい職場環境実現を目指す。

目標6：2030年3月31日までに、フルタイム労働者の法定時間外労働・法定休日労働の合計時間数を、各月平均20時間未満とする。

<対策>

- 2026年3月～ 半月に1度、個人ごとの残業時間を把握し、残業が一定時間数を超える場合の本人と上司に対する通知・指導の実施。  
仕事量の均衡を図り、時間外労働を減らす体制を整える。